

# 高齢者の労働災害防止のための指針 ～エイジフレンドリー指針～ 【概要版】

**1 趣旨** この指針は、労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の労働災害を防止するため、事業者が講ずるよう努めなければならない措置について、その適切かつ有効に実施するため定めたものです。

## 2 事業者が講ずべき措置

次の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

### 1 安全衛生体制の確立等

#### ◇ 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確にします。
- ・ 安全衛生委員会等において高齢者の労働災害防止対策に関する事項を調査審議し、労使で話し合います。



#### ◇ 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・ 高齢者の身体機能等の低下による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源を洗い出し、リスクの高いものから優先的に対策を講じます。

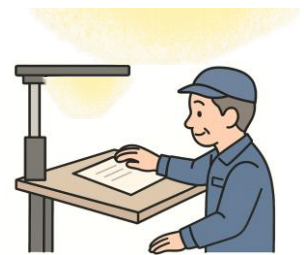
### 2 職場環境の改善

#### ◇ 身体機能低下を補う設備・装置の導入

- ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ◇ 高齢者の特性を考慮した作業管理

- ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等を見直します。



### 3 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### ◇ 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施します。

#### ◇ 体力の状況の把握

- ・ 高齢者の体力状況を客観的に把握し、適切な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望まれます。また、事業場の実情に応じて青年期・壮年期から実施することで、安全で安心な職場づくりに役立ちます。



#### ◇ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・ 健康情報等は「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、プライバシーに十分配慮し適切に取り扱います。

## 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

### ◇ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて、業務内容の見直しや働き方の配慮をします。

### ◇ 高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者が安心して働き続けられるよう、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールづくりに努めます。
- ・業務内容の決定に当たっては、健康状態や体力の状況を踏まえ、安全と健康の観点から適切な業務とのマッチングに努め、継続的な就労が可能となるよう配慮します。
- ・高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づき、取り組むよう努めます。



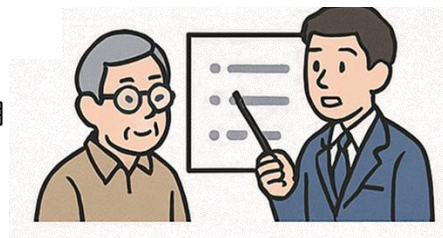
### ◇ 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上を目的とした取組を継続的に実施します。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づき、心身の健康づくりに努めます。

## 5 安全衛生教育

### ◇ 高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行うとともに、作業内容とそのリスクについて理解しやすくするため、十分な時間をかけ丁寧に説明します。高齢者が再雇用等によりこれまで経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行います。



### ◇ 管理監督者等に対する教育

- ・管理監督者等に対して、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行います。

## 3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮し、作業環境の改善や作業管理など、必要な安全対策に努めます。一方、個々の労働者も、身体機能等の低下が労働災害のリスクにつながる可能性を理解し、事業者と協力しながら安全な職場づくりを進めていきましょう。

## 4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、国や関係団体が実施する支援策を積極的に活用し、職場の安全対策や環境整備に役立てていきましょう。

【参考】「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

### 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。



厚生労働省HPへ